

令和4年

第2回教育委員会臨時会会議録

令和4年3月24日

水戸市教育委員会

令和4年第2回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和4年3月24日(木) 午後5時05分 開会
午後5時36分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室
- 3 出席者 教育長 志田晴美
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)
委員 富田教代
委員 篠崎和則
- 4 欠席者 委員 丸山陽子
- 5 説明のため出席した職員の職, 氏名
教育部長 増子孝伸
総合教育研究所長 春原孝政
参事兼教育企画課長 三宅修
放課後児童課長 大和敦子
教育研究課長 野澤昌永
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 議事
議案第5号 令和4年度水戸市教育行政方針について【公開】
議案第6号 水戸市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則【公開】
議案第7号 水戸市開放学級事業の実施に関する条例施行規則を廃止する規則【公開】
議案第8号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則【公開】
議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】

8 会議の概要

午後5時05分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和4年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件の、議案第9号につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第9号は人事案件でございますので、関係職員のみのお出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議案第5号 令和4年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料の1ページをお開き願います。

議案第5号につきましては、令和4年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定することをお諮りするものでございます。

教育行政方針の各施策につきましては、市の2か年実施計画や令和4年度当初予算等との整合を図るように内容を見直し、これまで第3回教育委員会定例会と前回の第1回臨時会に協議案件として提出し、いただいた御意見等を踏まえて、令和4年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

前回お示した案からの修正点はございませんが、これまでの協議において修正点等を示した網掛けやアンダーライン等を外して、議案として提出するものでございます。

なお、教育行政方針は、議決いただきました後は、水戸市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員等に対しても周知が図れるよう努めてまいります。

また、計画する事務事業を着実に達成できるよう、進行管理を的確に行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 意見として聞いていただきたいのですが、5ページの教育環境の整備充実について、教職員の働き方改革の推進というところが、進捗が見られないような感じがしています。

この働き方改革は、人的な面や物的な面で予算が伴うと思うのです。ですから、令和5年度に向けて、この改革を水戸市としてどうやるのか。国や県の意向を待っていると、水戸市独自の改革が何なのかをなかなか出せないと思うので、水戸市で働いてみたいという教職員が増えるような改革を考えていただいて、人を増やすのか、それとも水戸市の非常勤の講師を違った形で活用して働き方を見直すのか、そういった大胆な案を、次年度、検討していただきたいと思いました。

これは、全体との整合性もありますので、どこまで実現できるかは、今年度内の検討ではなく、

来年度やりながらになると思います。今日のNHKのニュースでも触れていたのですが、先生が産休等で休んでしまうと、その後任の先生がいけないのだというのも、教職員の働き方の問題かもしれないと思ったものですから、ぜひ意見としてとどめていただいて、次年度のときに生かしていただきたいと思いました。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第5号は可決しました。

次に、議案第6号 水戸市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料の17ページをお開き願います。

議案第6号 水戸市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則について、御説明いたします。

今回の規則改正は、教育委員会規則において、押印することとされている文書のうち、押印を省略できる文書について、規定の整備を行うものでございます。

行政手続における押印等の見直しについては、令和2年7月に、総務省から各地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症への対応としてのテレワーク推進や、デジタル時代へ向けた規制・制度見直しの一環として、押印等を積極的に見直すことや、その際の留意事項が示され、同年12月には、内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されました。

これらを受け、昨年3月に、水戸市教育委員会規則等で定める文書の押印の取扱いに関する規則の制定について議決いただき、個別の規則等を改正しなくても、押印を省略することが適当と認める文書について、この規則を根拠に押印を省略できるようにいたしました。

市長部局においても、同様の取扱いをしておりましたが、このたび、個別の規則についても、まとめて押印省略に関する改正をすることとしたため、教育委員会規則についても併せて、押印を省略する文書が規定されている水戸市奨学基金条例施行規則ほか5件の規則について改正を行うものでございます。

なお、各規則において改正を行う文書の内容は、20ページから65ページまでの新旧対照表に記載しておりますので、こちらは後ほどお目通し願います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

令和2年という、随分前のような気がするのですがけれども、なぜ今頃改正するのでしょうか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 昨年の3月に、規則を改正しなくても押印を廃止できるという規則を定めたのですが、個別の規則も改正することになり、実務的にはもう既に廃止されていたものを、規則も併せて、廃止するというのを、水戸市において全庁的に行うというものです。

○志田教育長 先駆けとして行うのであれば、デジタル申請のようなものがあればいいのじゃないか。今はデジタル申請の時代なので。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 4月に、市長公室にデジタルイノベーション課という課ができて、市内のデジタル化や、市民向けのサービスについてもデジタル化を推進するという専門の部署ができるということになっています。

○志田教育長 市民が、デジタルを希望する場合はデジタルでもできるといった利便性があってもいいですね。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございしますので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり、可決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第6号は可決しました。

次に、議案第7号 水戸市開放学級事業の実施に関する条例施行規則を廃止する規則について、説明願います。

大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 議案第7号 水戸市開放学級事業の実施に関する条例施行規則を廃止する規則について、御説明いたします。

資料の67ページをお開きください。

廃止理由につきましては、令和4年度から「開放学級事業」が名称変更をして「放課後学級事業」となりますが、こども部の所管となり、市長部局となることから、教育委員会規則であります水戸市開放学級事業の実施に関する条例施行規則を廃止するものです。

施行期日は、令和4年4月1日です。

また、こども部へ移行する4月からの水戸市放課後学級事業の実施に関する条例施行規則につきましては、別添の参考資料を御覧ください。

主な変更内容は、開放学級を放課後学級として名称を変更した点と、教育委員会を市長へ変更した点などがございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございしますので、議案第7号について、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり、可決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第7号は可決しました。

次に、議案第8号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明願います。

野澤教育研究課長。

○野澤教育研究課長 資料69ページをお開き願います。

議案第8号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

本規則につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、文言表現が改められたため、関係規定の整備を行うものでございます。

資料71ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、この別表中の左側の表、一番上の段でございます「学芸的行事」を、右の欄でございますとおり「文化的行事」と改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 次年度の教育課程編成書については、前の表現のままなのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 今の段階では、3月31日が締切りになっておりますので、前の表現で集まってきている状況です。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 ほかに見逃しはないでしょうか。教育課程は根幹の部分です。

○志田教育長 この規則以外に、学芸的行事という文言を使っているものはないのですか。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 この規則のみです。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第8号は可決しました。

【議案第9号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○志田教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

○志田教育長 三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、お手元に配付しております次回以降の教育委員会会議等日程案について、御説明いたします。

上から2つ目、第3回臨時会ですが、3月31日木曜日、教職員辞令交付式終了後、総合教育研究所研究室7で開催予定でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時36分 閉会

9 議決事項

議案第 5 号について原案可決

議案第 6 号について原案可決

議案第 7 号について原案可決

議案第 8 号について原案可決

議案第 9 号について原案可決